

MLIT NAVI information

01

投資マンションの悪質な勧誘電話などにご注意ください！

投資用マンションの販売などの不動産取引に関して宅地建物取引業者から電話による執拗な勧誘を受けたなどの苦情相談が増えています。宅地建物取引業法の施行規則を改正（平成23年10月1日施行）し、下記のような勧誘を禁止事項として追加しました。

- ①勧誘に先立って、宅建業者の名称、勧誘を行う者の氏名などや勧誘目的を告げないで勧誘すること
- ②契約をしない旨の意思表示をしているのに勧誘を継続すること
- ③迷惑な時間帯に電話・訪問すること
- ④深夜、長時間の勧誘などにより困惑させること

次のような勧誘を受けた場合は、その時の具体的な状況（日時、勧誘してきた会社名、担当者名など）を記録し、右の免許行政庁までお知らせください。

- ・断ったにも関わらず、しつこく電話をかけてくる
- ・長時間に渡って電話を切らせてくれなかった
- ・深夜や早朝といった迷惑な時間に電話をかけられた
- ・脅迫めいた発言があった
- ・絶対に儲かるから心配ないと言われたなど



免許行政庁はこちら

投資マンション購入 悪質な勧誘にご注意を！

検索 宅地建物取引業大臣免許の窓口一覧

検索 宅地建物取引業知事免許の窓口一覧

検索 宅建業者企業情報確認のページ

お問い合わせ 国土交通省土地・建設産業局不動産業課
適正取引係
TEL:03-5253-8111 (内線25124)
FAX:03-5253-1557

02

外国人観光案内所の認定制度開始! 訪日旅行に関する安全・安心小冊子もご活用ください

観光庁では、外国人旅行者の利便性・満足度を向上させる取り組みを支援しています。

外国人観光案内所（ビジット・ジャパン案内所）の質の向上を図るため、10月から案内所の外国語対応やサービス内容による分類を行う認定制度（3年毎の更新制）が始まりました。日本政府観光局（JNTO）が認定し、多言語ウェブサイトや海外事務所を通じて認定案内所の情報を海外に発信しています。

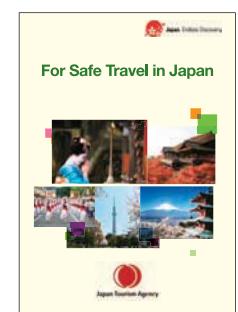
外国人観光案内所の認定を希望される案内所は、12月14日まで申請を受け付けていますので、お問い合わせください。



カテゴリー1	電話通訳サービスやボランティアの活用などにより英語対応でき、地域内の観光の情報提供ができる。
カテゴリー2	英語対応できるスタッフが常駐し、広域の観光情報の提供ができる。
カテゴリー3	英語、中国語、韓国語で対応ができ、全国の観光情報の提供ができる。
パートナー施設	外国人旅行者を積極的に受け入れる意欲があり、公平・中立な立場で地域の観光情報の提供ができる。

検索 ビジット・ジャパン案内所

お問い合わせ 観光庁国際観光政策課 TEL:03-5253-8111 (内線27413) 観光庁国際交流推進課 TEL:03-5253-8111 (内線27508)
FAX (共通): 03-5253-1563



検索 安心・安全小冊子

詳しい情報はこちらから

01 投資マンションの悪質勧誘

http://www.mlit.go.jp/about/oshirase_index.html

02 ビジット・ジャパン案内所

http://www.mlit.go.jp/kankochou/news03_000064.html

安全・安心小冊子

http://www.mlit.go.jp/kankochou/news08_000134.html